

## たかしんシニアライフローン

令和6年4月現在

商品名 (愛称)	たかしんシニアライフローン
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> <li>○当金庫の会員または会員となる資格を有する個人の方</li> <li>○年齢が満60歳以上で最終返済時の年齢が満80歳以下の方</li> <li>○国民年金・厚生年金・各種共済年金の公的年金を受給中の方で、当金庫に年金受取口座を有している方、または当金庫に前記年金の受取口座を指定する手続きをされた方</li> <li>○年金担保借入のない方</li> <li>○日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者の方</li> <li>○(一社)しんきん保証基金の保証が受けられる方</li> </ul> <p>※本件借入金額と当金庫の既往借入の合計金額によっては、会員に限られます</p>
お使いみち	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リフォーム(増改築・修繕)資金、自動車購入資金、旅行費用のほか、健康で文化的な生活を営むために必要な資金で次のいずれかに該当するもの</li> <li>①申込人または申込人の家族(配偶者、親、子、孫、兄弟)が必要とする資金</li> </ul> <p>※申込日時点で、支払日から1ヵ月以内のものに限り支払済資金も可</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>②申込人が上記①を使途として当金庫から借り入れた基金保証付個人ローンの借換資金および借換に伴う繰上完済にかかる手数料 (ただし、上記①と合わせた申込に限ります)</li> </ul>
ご融資金額	1万円以上100万円以内（1万円単位）
ご利用期間	3ヵ月以上10年以内
ご融資利率	<p>当金庫所定利率による (変動金利型にてお取扱いたします)</p> <p>※変動金利について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・お借入後の利率は、基準利率(消費者ローン基準レートに連動して決定される当金庫所定の利率)の変更日を基準日とし、前回基準日(借入日が前回基準日以降のときは借入日)における基準利率と現基準日における基準金利の差をもって、その変更幅と同じだけご融資利率の引き下げまたは引き上げをするものとします</li> <li>・お借入後の利率を変更するときの、新利率適用開始日は次のとおりとなります</li> <li>・利息後払いの場合は、基準日の翌月以降の最初に到来する約定日の翌日とし翌々月以降の約定日から新利率適用によるご返済が始まるものとします</li> </ul>
ご返済方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・元金均等隔月返済または元利均等隔月返済（利息後払い）</li> <li>・元金均等毎月返済または元利均等毎月返済（利息後払い）</li> </ul> <p>※6ヵ月ごとの増額(ボーナス)併用返済はできません</p>

<b>担保</b>	不要
<b>保証</b>	(一社)しんきん保証基金 ※保証料はご融資利率に含まれます ※ご返済が滞る等の一定の事由が生じた場合、(一社)しんきん保証基金がお客様に代わり残りのお借入金額およびお利息等を一括で代位弁済いたします。代位弁済後は(一社)しんきん保証基金に対して支払い義務が生じます
<b>保証人</b>	不要
<b>手数料 (消費税込)</b>	○ご融資実行時に当金庫所定の手数料をいただきます ○一部繰上げ返済・繰上げ完済をされる場合には1回につき所定の手数料をいただきます
<b>お取扱期間</b>	随 時
<b>苦情処理措置・ 紛争解決措置</b>	○苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部(9時～17時20分、電話:027-360-3456、フリーダイヤル:0120-666-456(フリーダイヤルは群馬県内の利用可))にお申し出ください。 ○紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)の仲裁センター等並びに群馬弁護士会(電話:027-234-9321)が設置運営する紛争解決センターで紛争の解決等を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記リスク統括部または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)または関東地区しんきん相談所(9時～17時、電話:03-5524-5671)にお申し出ください。 また、お客さまから、上記各弁護士会に直接お申出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク統括部または全国しんきん相談所または関東地区しんきん相談所にお問合せください。
<b>その他</b>	○現在のご融資利率やご返済額の試算については当金庫本支店窓口までお問い合わせ下さい ○お申込み時に審査に必要となる書類をご用意いただきます ○審査の結果、ご希望に添えない場合もございますのでご了承ください ○融資実行時には所定の印紙税が別途必要となります ○ご返済期間中でも一部または全額の繰上げ返済も可能です。ただし上記繰上げ返済手数料がかかります ○詳しくは、窓口までお気軽にお問合せください

融個-06

高崎信用金庫